

筑紫史益

持統天皇5（691）年正月14日、筑紫史益が筑紫大宰府典として、29年もの長きにわたる忠勤を褒賞され、食封・綿・布などを与えられたことが『日本書紀』に記されています。この記事にはいくつか注目すべき点があります。

第一は、益の在職期間と考えられる29年です。持統天皇5年から遡らせてみると、天智天皇2（662）年頃ということになります。

この時期はもちろん、齊明朝

末年からの百濟救援に伴う齐明天皇らの朝倉橋広庭宮遷居、白村江の敗戦、さらには防人・烽の設置、水城の築造という時期と重なっています。そし

て第二は、益の筑紫大宰府典という官職です。「典」の表記は律令制下の大宰府の第四等官である大典・少典にも通じますが、この当時は長官（カミ）一次官（スケ）—実務官人（マツリゴトヒト、フビト）という三等官制の第三等官に相当するという見方が有力です。この二つの点から、天智天皇2年頃に三等官制を有する組織が成立していたと考え、さらにこれを一步進め、この時期にこうした組織をもつ



です。

このようにこの筑紫史益の褒賞記事は、律令制下における大宰府の成立過程を見通していくうえできわめて重要な史料と位置づけることができます。しかしあたくしは、こうした大宰府の前身ともいえる官司の整備過程とともに、律令制下における大宰府が果たしたとされる役割（機能）の歴史的な展開をもあわせ考えてみることが必要なのではないかと思っています。こうした視点を取り入れることによって、これまでの大宰府成立論に対して新たな一石を投じることができるものではないかと考えます。